

第1 方針の基本的事項

1 背景

国においては、道路、橋りょう等のインフラが一斉に老朽化が進む中、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、その対策への取り組みを始めるとともに、地方自治体に対しては、総合的・中長期的な管理計画を策定するよう要請している。本区においては、国からの要請を踏まえ、平成 23 年 12 月に「橋りょう長寿命化修繕計画」、平成 26 年 3 月に「公園施設長寿命化計画」を策定し、インフラの適正な維持管理に努めているところである。

一方、区が管理する道路延長は、約 350 km で東京・名古屋間とほぼ同じ距離である。現在、区道等における舗装の修繕は、通行上危険な状態を改善する「応急修繕」や部分的に修繕する「局所修繕」、比較的広い範囲を修繕する「全面修繕」により行っている。応急修繕や局所修繕は、年々その箇所が増加する一方、全面修繕においては約 3 年サイクル（平成 25 年度実績）となっており、舗装の耐用年数とされる 10 年から 20 年を大きく上回っている。

区道等は、下水道管や水道管、ガス管などの収容空間でもある。区内の至る所で、これら埋設物の管理者による工事や建築の際の供給工事が行われているが、その復旧により舗装に継ぎ目が生じている。継ぎ目部分では、経年変化による破損や段差などが発生し、車両の走行性を低下させているとともに、区民からの改善要望も多くなっている。また、地中では、埋設物周辺などの空洞化が顕在化してきている。

区が行う修繕サイクルは、これら通行車両による衝撃やその通行量、埋設物管理者による舗装復旧の数によって大きく異なってくる。

そこで、車両通行が多い幹線道路やバス路線などの「主要道路」と、比較的車両通行が少ない「生活道路」それぞれについて維持管理方針を定め、今後この方針に基づき、区道等の舗装を効率的・効果的に維持管理を行っていくものである。

2 対象道路

区が管理する区道、区有通路、認定外道路

3 目的

現在、舗装の修繕サイクルは 10 年から 20 年とされる耐用年数を大きく超えている。応急修繕や局所修繕、全面修繕を組み合わせ通行の安全を確保する路面状態を維持しているが、修繕箇所は年々増加傾向にある。区道等の安全・安心な通行を確保するため、現行の道路修繕予算を踏まえ、より効率的・効果的な修繕による舗装の維持管理を行うことを目的として、目黒区道路舗装維持管理方針を策定するものである。